

九州大学配偶者帯同雇用制度実施要項

制 定：平成29年 7月18日
最終改正：平成30年 1月31日

(趣旨)

第1 この要項は、九州大学（以下「本学」という。）における配偶者帯同雇用制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本制度は、同居を望む研究者同士の夫婦を本学に同時又は連続して採用することにより、真に優秀な研究者の確保及び定着を図ることを目的とする。

(定義)

第3 この要項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ（1）から（3）までに定めるところによる。

- (1) 部局等 学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、学術研究・産学官連携本部、学内共同教育研究センター及び先導的研究センター並びに九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条に規定する推進室等をいう。
- (2) 教員(First hire) 本学に雇用される又は雇用されている教員のうち、本制度による配偶者の採用等を希望する者で、総長が認めた者をいう。
- (3) 教員(Second hire) 本学に雇用される又は雇用されている教員のうち、配偶者が教員(First hire)である者をいう。

(選考)

第4 部局等の長は、教授会等において教員(First hire)の候補者を選考し、総長に推薦する。

2 総長は1の推薦を受け、選考委員会における選考及び役員会における審議を経て、当該候補者の採用又は認定の可否を決定する。

3 教員(First hire)の候補者の推薦を行う部局等の長は、必要に応じ、教員(Second hire)の候補者の採用に係る調整を他の部局等の長と行うこととする。

4 3の調整により教員(Second hire)の候補者の推薦を行う部局等の長は、当該候補者について資格審査を行い、教員(First hire)の所属する又は所属する予定の部局等の長と連名により総長に推薦する。

5 総長は4の推薦を受け、選考委員会における選考及び役員会における審議を経て、当該候補者の採用又は認定の可否を決定する。

6 2及び5に定める選考委員会は、役員会の下に設置する。

7 選考委員会は次に掲げる委員をもって組織し、委員長は人事担当理事をもって充てる。ただし、教員(First hire)の選考に当たっては、(5)に定める者を除く。

- (1) 人事担当理事
- (2) 理事のうち総長が指名する者
- (3) 副学長及び副理事のうち総長が指名する者
- (4) 教員(First hire)の配置を希望する部局等の長
- (5) 教員(Second hire)の配置を希望する部局等の長
- (6) その他総長が必要と認める者

8 教員(First hire)及び教員(Second hire)の選考の基準は次のとおりとする。

- (1) 教員(First hire)

九州大学教員の人員配置及び選考に関する規程第4条に規定する教員候補者推薦基準等（以下「教員候補者推薦基準等」という。）を満たし、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- ① ノーベル賞、文化勲章、フィールズ賞、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞及び日本芸術院賞等を受賞し、社会的に高い評価を受けている者
- ② 紫綬褒章、日本国際賞及び京都賞等を受賞し、社会的に高い評価を受けている者
- ③ 原則として、次に掲げる研究プロジェクト等に採択された代表者
 - ア 科学研究費助成事業の大型種目（特別推進研究、新学術領域研究（特定領域研究を含む。）、基盤研究（S）及び学術創成研究費並びに基盤研究（A）（ただし、人文社会科学系に限る。））
 - イ 九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程第2条別表第2に規定する拠点
 - ウ ア・イに準ずる研究プロジェクト等（※外国のものを含む。）
- ④ 将来的に①～③を満たす可能性があるものとして役員会の下に設置する選考委員会が認めた者

(2) 教員(Second hire)

教員候補者推薦基準等を満たす者とする。

(教員(First hire)及び教員(Second hire)の給与)

第5 教員(First hire)及び教員(Second hire)の給与は原則として年俸制とする。

- 2 前項の年俸制は、教員又は有期教員として採用する場合は、国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則を適用するものとし、特定プロジェクト教員、寄附講座教員、寄附研究部門教員、共同研究部門教員、テニュアトラック制教員、卓越研究員制教員として採用する場合は、国立大学法人九州大学特定プロジェクト教員等給与規程を適用するものとする。

(支援内容)

第6 教員(Second hire)を採用した部局への支援については、当該者の人件費（部局配置人員として採用する場合にあっては九州大学教員人員配置等に関する要項（平成19年4月1日実施）4(1)のBに定める職種ごとの基準ポイントに相当する額）の2分の1を総長裁量経費により毎年度措置する。

- 2 前項に定める支援の期間は、次のいずれか早い日までとする。

- (1) 教員(Second hire)の採用から5年を迎える日
- (2) 当該者が退職する日
- (3) 教員(Second hire)の要件を欠くに至った日

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、総長が別に定める。

(実施)

第8 この要項は、平成29年7月18日から実施する。

附 記

この要項は、平成30年2月1日から実施する。